別記様式第六を次のように改める。

別記様式第６（第７条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

原子力災害対策特別措置法第　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（及び原子力事業者防災業務計画）を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
４　該当事項のない欄は、省略すること。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年７月１日）から施行する。

省　令

○総務省令第二十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣　石田　真敏

改正後

別表（第三条関係）

法令名	条項
［略］	
住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）	第十六条第三項及び第十七条
労働力調査規則（昭和五十八年総理府令第二十三号）	第十一条第三項及び第十二条
全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）	［略］
［略］	

改正前

別表（第三条関係）

法令名	条項
［同上］	
住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）	第十六条第三項及び第十七条
全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）	［同上］
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年九月一日から施行する。